

労働基準広報 2015 No.1864 9/1

CONTENTS

特集 労働者派遣法「労働契約申込みみなし制度」の内容— 6

善意無過失除き違法派遣の派遣先に 民事的制裁を科す新制度が施行に

平成24年の労働者派遣法改正法の未施行項目「労働契約申込みみなし制度」は、この10月1日から施行される予定で、今年7月には施行に関する行政解釈が通達された（平27・7・10 職発0710第4号）。同制度は、善意無過失の場合を除いて違法派遣を受け入れた派遣先等が、派遣労働者に対して労働契約の申込みをしたものとみなす制度である。民事的制裁を科すものであり、罰則などは設けられていないが、労働者派遣法の規制の実効性の確保や同法違反の抑止力としての効果などが期待されている。

(編集部)

- 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ 18
〈第13回〉過重労働撲滅特別対策班（かとか）
かとか初の事例送致としてABC
マートを違法な長時間労働で送検
(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

- 企業税務講座 29
第57回 マイナンバー制度②
源泉徴収票へのマイナンバー
の記載は交付先に要注意
(弁護士・橋森正樹)

- 行政案内/平成27年度
全国労働衛生週間実施要綱 — 34
〈今年度のスローガン〉
職場発！ 心と体の健康チェック
はじまる 広がる 健康職場

- NEWS 1
(厚労省・平成27年の最賃履行確保が主眼の
監督結果)違反率は前年上回る過去最高の
11.6%/(過労死防止対策の「大綱」を作成)国
などが今後3年間に取り組む重点対策明記/
(27年上半年期の労働災害発生状況)死亡・死傷
災害ともに前年同期より減少する/ほか

- トピック/過労死防止大綱が閣議決定 — 38
過労死等防止4対策の基本的考え方など示す
平成32年までに週労働時間60時間以上
の雇用者を「5%以下」など掲げる
(編集部)

- 労務資料 ものづくり企業の経営戦略と人
材育成に関する調査結果 — 41 ● 連載 労働
スクランブル[®] (労働評論家・飯田康夫) —
46 ● わたしの監督雑感 愛知・江南労働基準
監督署長 渡辺勇治 — 54 ● 編集室 — 56

労務相談室

回答者

- | | | |
|--|----|------------|
| 社会保険 [10月31日付雇止めに社員が同意] 退職日変更の申出あったが | 48 | 特定社労士・飯野正明 |
| 配置転換 [8月1日付異動の内示を9日前に行った] 内示が遅いと拒否されたが | 50 | 弁護士・山口毅 |
| 安全配慮 [照明の一斉消灯契機とする労災] 安全配慮義務は | 52 | 弁護士・荻谷聡史 |

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内